

公告第323号
令和2年3月23日

被保険者各位

共同通信社健康保険組合
理事長 正村 一朗



◎令和2年度任意継続被保険者の保険料について

共同通信社健康保険組合の被保険者は、退職後（継続雇用契約の終了含む）も任意継続被保険者として当健康保険組合に2年間残ることができます。

保険料（最高の場合）は下記のとおりで、全額、自己負担です。健康保険料率は1000分の77、介護保険料率は1000分の14です。

記

健康保険料（月額）	43,120円
介護保険料（月額）	7,840円
合 計	50,960円

（注）

退職（継続雇用契約の終了含む）前の標準報酬月額が56万円より高い場合、当健康保険組合の規約に基づく算定により、任意継続被保険者としての標準報酬月額を56万円として保険料を計算します。これに伴い健康保険料は43,120円、介護保険料は7,840円となります。

また、退職（継続雇用契約の終了含む）前の標準報酬月額が56万円より低い場合は、退職前の標準報酬月額を基に保険料を計算します。

以上